

群馬大学生体調節研究所附属生活習慣病解析センター規程

平成19. 4. 1 制定

改正 平成23.10. 4 平成26. 4. 1

令和 6. 4. 2

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所附属生活習慣病解析センター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、ポストゲノム研究の重要な柱である代謝シグナル研究を推進するとともに、生体調節制御機構とその異常による病態の解明を発展させ、基盤技術開発を通じて新技術の医療応用を図ることを目的とする。

(研究分野)

第3条 センターに、次の研究分野を置く。

- (1) 代謝シグナル解析
- (2) トランスレーショナルリサーチ

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 代謝機能解析、生体調節遺伝子改変動物等、従来の研究リソースを基盤とした新しい研究リソースの開発に関する事。
- (2) 生活習慣病の病態解析又は治療戦略に応用するトランスレーショナルリサーチの展開に関する事。
- (3) その他センターの運営に関する事。

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの教員
- (3) その他必要な職員

2 センター長及びセンターの教員の選考は、教授会の議を経て、所長が行う。

(センター長)

第6条 センター長は、生体調節研究所の主担当を命ぜられた教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第7条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成23年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。